### 令和5年度 「わいせつ行為」根絶のための校内ルール

飯田風越高等学校 コンプライアンス推進委員会

本校では、全職員が、いかなる事由でも生徒等の心身を傷つけ人権を踏みにじるような行為は絶対に起こさないとの固い決意を持ち、以下の校内ルールの下、安心安全な学校づくりに取り組みます。

#### 1 校内の環境整備

- ・ 各室のドアの小窓には紙等を貼らず、外から誰もが見えるようにする。
- ・ 相談室のカーテンは、やむを得ない場合のみ、校長等に連絡した上で使用する。 例)スクールカウンセラーと生徒との面談、生徒指導上の面談等

#### 2 生徒等に対応するとき

- ・ 外から見えない状態で1対1にならない(ドアの開放、複数での対応を原則とする)。 やむを得ない場合は、校長等に連絡し許可を得る。
- ・ 会話や発言の内容については、誰が見聞きしても問題が認められないように十分配 慮する。
- ・ 保健等の教科教育や性教育以外で、性に関することを話題にしたり、質問したりしない。
- ・ 生徒等の身体へは、安全確保等社会通念上認められる場合以外接触しない。
- 電話、メール、SNS 等による私的なやりとりはしない。
- ・ 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒等の撮影や録画をしない。

#### 3 公用自家用車等を使用するとき

・ 原則として、1 対 1 の状況で生徒等を同乗させない。やむを得ない場合は、運転計 画を提出する際に、管理職の承諾を得、後部座席に乗せるよう配慮する。

#### 4 通報について

・ わいせつ行為が疑われる時や、教室や研究室等の管理が適正ではない時、また指導 方法が不適切と感じる時は、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内 相談窓口または校外通報・相談窓口に連絡する。

# <令和5年度 相談窓口>

## 〇 校内相談窓口(生徒教職員共通)

※自分が相談しやすい先生に相談してください。

校長、教頭、生徒支援主事(保健体育科:小椋)、養護教諭(園原)、セクハラ相談員(教頭:下島、養護教諭:園原)、学年担当(1年:村澤、2年:長谷川、3年:塩澤)

# 〇 校外相談窓口

### (生徒・保護者対象)

・ 学校生活相談センター

電話:0120-0-78310「なやみいおう」(24時間受付)

Mail: gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp

・ 子ども支援センター

子ども専用電話: 0800-800-8035 月曜日~土曜日 10 時~18 時

大人用電話 : 026-225-9330 日曜日・祝日・年末年始は休み

Mail : kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

### (教職員対象)

長野県教育委員会「通報・相談窓口」

封書: 〒380-8570 上記宛

Mail: kyoin-tsuho@pref.nagano.lg.jp

・ 子ども支援センター

大人用電話: 026-225-9330

(月曜日~土曜日 10時~18時 日曜日・祝日・年末年始は休み)

Mail : kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp

# 「わいせつ行為」根絶のための校内ルール

本校職員が性的行為に係る非違行為を絶対におこなわぬため、次のルールを定めて徹底する。

- (1) 教室、研究室、その他諸室の小窓は外から誰もが見えるようにする(ポスター、紙等は貼らない)。
- (2) 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1 対1にならない(ドアの開放、複数での対応を原則とする)。
- (3) (2) に関連し、相談室のカーテンについては、やむを得ない場合のみ、校長等に連絡した上で使用する。
  - (例) スクールカウンセラーと生徒の1対1の面談、生徒指導上の聴き取り調査を1対 1でおこなう場合等。
- (4) (2) に関連し、一人研究室や窓のない部屋等での面接については、可能な限り複数 職員で行う。やむをえない場合のみ、校長等に連絡した上で行う。
- (5) 面談の内容や発言内容については、誰が見聞きしても問題が認められないように十分 配慮する。
- (6) 生徒ならびに保護者と私的な電話、メール、SNS 等によるやり取りはしない。
- (7) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (8) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- (9) 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (10) わいせつ行為が疑われるときは、躊躇せず校内相談窓口に報告する。
- (11) 教室、研究室、その他諸室の管理が適正ではないと判断する場合や、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇せず校内相談窓口に報告する。
- (12) (10)・(11)の校内相談窓口はコンプライアンス推進委員とし、校外通報・ 相談窓口は次の頁にあるとおりとする。

## 令和5年度コンプライアンス推進委員

校長(委員長)、教頭(副委員長)、生徒支援主任(小椋)、養護教諭(園原)、セクハラ 相談員(教頭、園原)、各学年代表(1年:村澤、2年:長谷川、3年塩澤) 計7名